２．基準料率

（1）離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その１　６０か月～５３か月契約〕

（単位：円）

車種 ＼ 保険期間			60か月契約	59か月契約	58か月契約	57か月契約	56か月契約	55か月契約	54か月契約	53か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用									
	自家用									
営業用乗用自動車	A									
	B									
	C									
	D									
自家用乗用自動車										
普通貨物自動車及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が２トンを超えるもの								
		最大積載量が２トン以下のもの								
	自家用	最大積載量が２トンを超えるもの								
		最大積載量が２トン以下のもの								
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用									
	自家用									
小型二輪自動車										
軽自動車	検査対象車									
	検査対象外車		15,370							
原動機付自転車	一般原動機付自転車		15,030							
	特定小型原動機付自転車		13,620							
大型特殊自動車及び小型特殊自動車										
緊急自動車										
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		27,820	27,470	27,120	26,780	26,430	26,080	25,740	25,390
	(ロ) 小型二輪自動車		14,230	14,090	13,960	13,830	13,690	13,560	13,430	13,290
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	14,230	14,090	13,960	13,830	13,690	13,560	13,430	13,290
		検査対象外車	14,130	14,000	13,870	13,730	13,600	13,470	13,340	13,210
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車									
	(ロ) 教習用自動車									
	(ハ) その他 a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
	b 小型二輪自動車									
	c 軽自動車	検査対象車								
		検査対象外車	21,190							
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車										
検査対象外被けん引軽自動車			6,310							

（注）営業用乗用自動車の車種欄におけるＡ、Ｂ、Ｃ及びＤはそれぞれ別表の区分による。

（1）離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その２　５２か月～４５か月契約〕

（単位：円）

車種 ＼ 保険期間			52か月契約	51か月契約	50か月契約	49か月契約	48か月契約	47か月契約	46か月契約	45か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用									
	自家用									
営業用乗用自動車	A									
	B									
	C									
	D									
自家用乗用自動車										
普通貨物自動車及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が２トンを超えるもの								
		最大積載量が２トン以下のもの								
	自家用	最大積載量が２トンを超えるもの								
		最大積載量が２トン以下のもの								
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用									
	自家用									
小型二輪自動車										
軽自動車	検査対象車									
	検査対象外車						13,560			
原動機付自転車	一般原動機付自転車						13,280			
	特定小型原動機付自転車						12,130			
大型特殊自動車及び小型特殊自動車										
緊急自動車										
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		25,040	24,700	24,350	24,000	23,650	23,300	22,940	22,580
	(ロ) 小型二輪自動車		13,160	13,030	12,890	12,760	12,630	12,490	12,350	12,210
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	13,160	13,030	12,890	12,760	12,630	12,490	12,350	12,210
		検査対象外車	13,080	12,940	12,810	12,680	12,550	12,410	12,280	12,140
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車									
	(ロ) 教習用自動車									
	(ハ) その他 a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
	b 小型二輪自動車									
	c 軽自動車	検査対象車								
		検査対象外車					18,280			
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車										
検査対象外被けん引軽自動車							6,200			

（注）営業用乗用自動車の車種欄におけるＡ、Ｂ、Ｃ及びＤはそれぞれ別表の区分による。